私は、平成23年8月5日に4,075万円(内、建物の消費税(地方消費税を含みます。以下同じです。)75万円)で購入した、〇市 $\Delta$ ×町3-6-28-201のマンション(居住用)を、平成29年4月7日に2,500万円で売却する契約を締結しました。なお、このマンションの住宅ローンは既に全額を返済しています。

売却に当たっては、契約時に手付金として500万円を受領し、同年6月16日に残金2,000万円を受領するとともに、マンションを買主に引き渡しました。

費用としてはこのマンションを売却する際に、仲介手数料874,800円と売買契約書に貼り付けた収入印紙代10,000円がかかりました。

また、同年5月17日に分譲住宅( $K \pi \times \times \pi 4 - 23 - 12 \cdot$  床面積120㎡)を5,800万円で購入し、既に居住を開始しています。この分譲住宅を購入するに当たっては3,000万円の住宅ローン(償還期間20年)を組み、返済を開始しています。

私は会社員で、このマンションを売却(譲渡)した収入以外に、給与収入1,200万円(給与所得980万円)がありますが、給与については年末調整済みです。

なお、申告に当たっては、給与所得との損益通算をします。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この 事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています(詳しくは24ページ参照)。

## 「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」を作成します。

住所、氏名を書いてください。

売買契約書に記載された**物件の所 在地を書いてください**。

**売却直前の利用状況**(「自己の居住用」など)、居住期間を書いてください。

マンションをお売りになった場合には、次のように書いてください。

- 建物部分
- あなたが所有している建物の 専有面積
- 土地(敷地権)の部分
- マンションの敷地全体の面積 とあなたの敷地権の持分

「譲渡契約締結日」は、 売買契約書の契約年月日を書いてください。

「譲渡した年月日」は、通常、登記 に必要な書類などを買主に交付して、 最終代金を受領した日となります。

譲渡代金の総額を書いてください。 共有の場合には、持分に応じた譲渡 価額を書いてください(4ページ参照)。

譲渡代金のほかに、譲渡から年末までの期間に対応する固定資産税及び都市計画税(未経過固定資産税等)に相当する額の支払を受けた場合には、その額を譲渡価額に含めて書いてください。

新たに買い換えた資産(自宅)に関する内容を所定の欄に書いてください。

居住用財産の譲渡損失の金額の居住用財産の買換え等の場合の譲渡		
Pr 160		U·森越控际用)
T	サッポロ サブロウ 電 札幌 三郎 番	苗   `
この『細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(	2149/M)   /ERSC*-1 2 40	31 1 2.
ダウンロート きます。 税務署にも用意してあります。)を参!	質してください。	
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の ことにより、この明細書や確定申告書などを作成することができ	画面の案内に従って収入金額 ます。	限などの必要項目を人刀する
譲渡した資産に関する明細		
合 對	建物	土地・借地権
資産の所在地番/	○市△×町	○市△×町3-6-28
	3-6-28-201	○市△×町3-6-3
資産の利用状況 面 積	自己の居住用 75.61 ㎡	日しい店住用 1,857.1185,76011
居住期間	H23年 8月	H29年 5月
譲 世 州 又 は 州 仕 地	Nuh ¬¬¬ =1 <- 1 - 2 - 204	同左
先氏名又は名称	仙台 四郎	同左
譲 渡 契 約 締 結 日	29年 4月 7日	29年 4月 7日
譲渡した年月日	29年 6月 16日	29年 6月16日
資産を取得した時期	23年 8月 5日	23年 8月 5日
譲 渡 価 額 ① 25,000,000 P   取 取 毎 額 ② 40,750,000 P		25.000.000 F
取		25,000,000 F
費 差 引 ( ② - ③ ) ④ 39.474.250 円	.,,	25.000.000 F
譲渡に要した費用⑤ 884 800 円		23,000,000 F
居住用財産の譲渡損失の金額 ⑥ △15.359.050 円		F
(1)-4-5) <u> </u>		 度損失の損益通算及び繰越控除
2 買い換えた資産に関する明細	対象となる金額の計算書」の(	①欄に転記してください。
合 計	建物	土地・借地権
資産の所在地番	K市××町 4-23-12	同左
資産の利用状況・利用目的 面 積	自己の居住用   120.00 m²	自己の居住用 145.62 m
買換資産の取得(予定)日	29年5月17日	29年 5月 17日
居住の用に供した(供する見込)日	29年!	月28日
買換資産の取得(予定)価額 58,000,000 P	23,000,000 円	35,000,000 円
買し住所又は所在地	K市××町 I−2−3	同左
th 氏 名 又 は 名 称	××不動産(株)	同左
住宅の取得等に要した住宅借入金 等の金額及びその借入先	(借入先 〇〇銀	· 行××支店 30.000.000 円
関 与 税 理 士 名	税務署 資産	E 税部門 個人課税部門
(電話	校 理 欄	純損失 (有・無)

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の①欄に△を付けないで書いてください(22ページ参照)。

## 【事例3】の解説

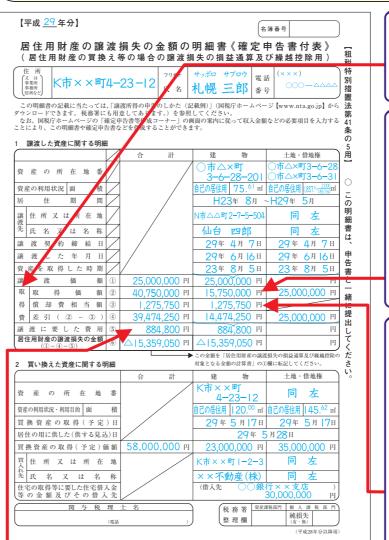
○ この事例は、売却したマンションが売却した年の1月1日において所有期間が**5年を超える居住用財産であるなど**[居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)] (内容については37ページから38ページ参照)の適用を受けるための要件を満たしています。

特例の対象となる譲渡損失の金額は、下記の **「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」**で計算しますが、この場合、次のように**譲渡損失**が生じることとなります。

収入金額 (譲渡価額) 取得費 譲渡費用 譲渡損失の金額 25,000,000円 ー (39,474,250円 + 884,800円) = △ 15,359,050円

○ この譲渡損失の金額 (△**15,359,050円**) は、特例を適用し、他の所得である給与所得 (9,800,000円) から控除 (損益通算) して税金の計算をすることができます。その結果、この事例では、既に給与所得で源泉徴収されている税金の全額 (921,400円) について**還付を受けることができます**。なお、控除しきれない金額 (5,559,050円) については、一定の要件の下で**翌年以後3年間繰り越す**ことにより、**各年分の所得から控除**することができます。

この還付される税金の計算及び翌年以後に繰り越される損失の金額の計算は、「**申告書B第一表、第** 二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。



譲渡費用には、仲介手数料、測量費、売買契約書に貼り付けた収入印紙代など、譲渡のために直接要した費用を書いてください(33ページ参照)。

なお、修繕費や固定資産税など**資産の維持・管理に関** するものは譲渡費用に含まれません。 取得費は、**土地の金額と建物の金額**に分けて書いてください。

土地と建物を一括で購入されている場合な どの区分方法は、34ページを参照してください。

契約書等に建物の価額が区分されて記載されていない場合でも、平成元年4月1日以降に購入又は建築された建物の取得価額は、その際に**課税されていた消費税額から計算することができます**(34ページ参照)。

この事例では、次のようになります。

建物の消費税額 消費税の税率 (注)

75万円 ×  $\frac{1+0.05}{0.05}$  = 1,575万円

(注) この事例の平成23年購入時の税率

建物のように期間が経過することにより減価する資産は、その資産の「取得価額」から「償却費相当額」を控除した金額が「取得費」となります。「償却費相当額」の計算については、35ページを参照してください。

この事例では、平成23年に購入したマンションですから、その「償却費相当額」の計算は、次のようになります。

**償 却 率**(鉄筋コンクリート) ® 0.015 **経過年数**(平成23年8月~29年6月) …5年10か月**®6年** 

(期間計算)

6か月以上の端数は1年とし、6か月未満 の端数は切り捨てます。

(償却費相当額)

1,575万円 $\times 0.9 \times 0.015 \times 6 = 1,275,750$  円

この事例では、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例」を適用しますので、給与所得と損益通算(32ページ参照)することができます。

なお、一般の土地建物等を譲渡した場合の譲渡損失の金額は、他の所得の金額から差し引くことはできません。